

平成20年5月20日

学校法人真宗大谷学園

理事会 御中

評議員会 御中

学校法人真宗大谷学園

監事 平居新司郎印

監事 入江正信印

監事 柴田正次郎印

私たちは、私立学校法第37条第3項及び学校法人真宗大谷学園寄附行為第18条の規定に基づき、学校法人真宗大谷学園の平成19年度（平成19年4月1日から平成20年3月31日まで）の業務並びに財産の状況について監査した。

私たちは監査に当たり、理事会その他の重要な会議に出席し、理事から業務の報告を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧するとともに、会計監査人と連携し、計算書類について検討するなど、必要と思われる監査手続を実施した。

監査の結果、学校法人真宗大谷学園の業務に関する決定及び執行は適切であり、計算書類、すなわち、資金収支計算書、消費収支計算書及び貸借対照表（固定資産明細表、借入金明細表及び基本金明細表を含む。）並びに財産目録は、会計帳簿の記載と合致し、その収支及び財産の状況を正しく示しており、業務又は財産に関する不正の行為、または、法令もしくは寄附行為に違反する重大な事実はないものと認める。